

令和5年(2023年)3 土木交通部道路整

土木交通・警察・企業常任委員会 資料7-7 令和5年(2023年)3月7日

アクションブログラム

つなかる

快適で

2023





すべての人がどとにいても安全・快適に 移動できる道路整備を目指して



奥毘豊湖パークウェイ



びわ湖大花火大会



ふるさと夏まつり(木之本地蔵大縁日)



木之本宿



余呉湖



木之本地域は、北陸自動車道、国道8号、国道303号、国道365号が通る北陸地方への玄関口です。椿阪トンネルなど国道を中心とした地域間を結ぶ道路整備により、着実に交通環境が改善していますが、未だ存在する脆弱区間の解消が急務となっています。

また、災害時においては、これら幹線道路を迂回する道路ネットワークが十分でなく、豪雨や大雪に備えた道路の防災機能の向上が課題です。さらに、人口減少や高齢化が急速に進む本地域では、観光振興や若者の定住促進など地域振興に繋がる各種取組や、誰もが安全に移動できる道路空間の整備、予防保全を踏まえた道路施設の適切な維持管理が必要です。

道路整備アクションプログラム2023 とは

「滋賀県道路整備アクションプログラム 2023」は、滋賀県における道路整備の基本方針である「滋賀県道路整備マスタープラン(第3次)」に基づき策定した、将来10年間(2023年度~2032年度)の具体的な道路整備計画です。

間もなく、本県でも本格的な人口減少局面に入ると予測されており、生産力の低下、地域の過疎化の進展などの課題が懸念される中、道路整備の面でも県の基本構想および国土交通省の施策などを踏まえながら、地域の実情に応じた道路整備を進めていく必要があります。

こうした社会経済情勢の変化を背景に、アクションプログラムの見直しを行いました。見直しにあたっては事業の 重点化を進め、より効果的・効率的な計画となるよう努めるとともに、県下8地域で行った地域ワーキングなどの取 組を通じて、地域の声を反映させたプログラムとなるよう工夫しています。

客観的な評価による道路事業の優先順位づけ

滋賀県の道路整備事業を「拠点間ネットワーク整備事業」と「拠点内道路空間整備事業」に大別し、客観的な評価により点数付けを実施し、優先度の高い事業の整備を推進します。

事業の評価では、地域ワーキングにて設定された「地域の重点項目」による地域特性を反映しました。

拠点間ネットワーク整備事業

- バイパス整備等 ······ 5 億 円以上 / 箇所
- 交差点改良············· 1億 円以上/箇所
- 道の駅 ··········· 大規模改修
 箇所

拠点内道路空間整備事業

● 歩行空間整備 ………

(歩道設置、自転車歩行者道設置、 バリアフリー、電線共同溝)

■ 道路空間再配分・・・・・・

·· 1 億 円以上 / 箇所

客観的に点数付け

事業の 1 次評価 ランク I (6 点以上) ランクII (6~3点)

ランクⅢ (3 点未満)

事業環境など総合的に判断

事業の 最終<u>評価</u> ランク A:重点化事業

ランク B:推進検討事業

ランク C:当面保留事業

アクションプログラム2023 策定の流れ

滋賀県道路整備マスタープラシ(第3次)

令和 3年度 策定

つながる・ ひろがる

柱1

柱3

快適で

スムーズで クリーン

柱4

行きたくなる 居たくなる

柱2

取組の柱とそれらを実現するための 施策について

[すべての人がどこにいても安全・快適に移動できる道路整備を目指す]

"県内外の拠点間ネットワークの強化"

"安全で快適に移動や滞在ができる道路空間の創出"

❖ 木之本地域ワーキング



- ◇地域課題の抽出や、その課題を踏まえた今後の 道路整備に向けて、広く意見を伺う
- ◇客観的評価マニュアルにおける地域特性の評価 に必要な「地域の重点項目」を選定
- ◇今後の道路整備に関する「地域の声※」の取りまとめ

有識者、公募委員、

道路利用者、市町職員、 経済団体、観光関連団体等



5年間を振り返り、地域の道路、交通の問題点や 課題等についてご意見をいただきました。



令和4年 10月6日(木) 第1回WGでいただいたご意見に基づき、「地域の 声(案)」「地域の重点項目(案)」を作成、提示し、ご 意見をいただきました。

第3回 令和4年 11月8日(火)

これまでのWGでいただいた意見をもとに、取り まとめた「地域の声」を作成、提示し、ご意見をい ただきました。

令和4年 12月21日(水)

「地域の声」や「地域の重点項目」の最終案を提示 し、内容についてご意見をいただきました。



第1回







地域の重点項目

- ①事前雨量通行規制および積雪等による通行止めの解消が図れる道路整備
- ②大型車のすれ違い不能の解消が図れる道路整備
- ③通学路等の整備

◇ 客観的評価マニュアル(令和3年度改訂)

拠点間ネットワーク整備

バイパス整備等、交差点改良、道の駅

4項目で評価



その他 評価項目

03 費用便益比

04 地域特性



拠点内道路空間整備

歩行空間整備(

道路空間再配分等

取組の柱の

その他 評価項目

03 地域特性

将来10年間の

滋賀県道路整備アクションプログラム 2023

すべての人がどこにいても安全・快適に移動できる道路整備

どこに

どんな 道路が

いつまでに 必要が

10年間の具体的な道路の整備計画

拠点間ネットワーク整備事業



	整理	路線番号	路線名	工区名	事業内容	継続	前期(R5~R9)		着手時期
İ	番号						着手	完了	検討
	1	303	国道303号	音羽	バイパス整備	•		•	
	2	303	国道303号	杉野·杉本	道路拡幅 (無電柱化)	•		(●)	
	3	303	国道303号	金居原·杉野	道路拡幅 (無電柱化)	•		•	
	4	365	国道365号	栃ノ木峠道路	バイパス整備		•		
	5	365	国道365号	中河内	道路拡幅 (無電柱化)				•
	6	284	杉本余呉線	杉本・上丹生	バイパス整備 (無電柱化)	•		•	
	7	285	中河内木之本線	川合	道路拡幅		•		
	8	332	木之本高月線	雨森·馬上	道路拡幅	•		(●)	

(●)部分完了

雪崩危険箇所

拠点間 1 国道303号 (音羽)

- ●雪崩危険箇所を回避するための現道拡幅を含むバイパス整備
- ●地域の主要南北軸となる道路ネットワークを 構築

「地域の声」との関連

▶自然災害や雪に強い道路ネットワークの整備▶地域の魅力を高め、にぎわいを創出する道路整備



拠点間 ⑥ 杉本余呉線 (杉本・上丹生)

- ●線形不良箇所および幅員が狭い箇所のバイパ ス整備
- ●地域の主要東西軸となる道路ネットワークを 構築

「地域の声」との関連

- ▶自然災害や雪に強い道路ネットワークの整備
- ▶主要幹線道路を補完する道路整備
- ▶地域の魅力を高め、にぎわいを創出する道路 整備





拠点内 道路空間整備事業



整理		路線名	工区名	事業内容	継続	前期(R5~R9)		着手時期
番号						着手	完了	検討
1	303	国道303号	岩熊	歩行空間整備 (歩道設置)	•			
2	303	国道303号	木之本	歩行空間整備 (歩道設置)		•	•	

拠点内 1 国道303号(木之本)

●小中学生が通学する道路の踏切を含む歩道 整備

「地域の声」との関連

▶誰もが安全・安心に暮らせる道路整備



参考掲載事業 (国•市町)



事業	整理		工区名	事業内容	継続	前期(R5~R9)		着手時期
主体	番号					着手	完了	検討
国	1	国道8号	塩津バイパス	バイパス整備	_	_	_	_
国土交通省	2	国道8号	塩津地区歩道整備	歩道整備	_	_	_	_
省	3	国道8号	木之本交差点改良	交差点改良	_	_	_	_
長浜市	4	市道田部木之本線	木之本	道路空間再配分	•		•	
市	5	市道木之本坂口線	木之本	道路空間再配分	•		•	

今後の道路ネットワーク整備に向けた検討

10年間の実行計画であるアクションプログラムとは別に、各地域における課題の解消に向け、今後の道路ネットワークやまちづくりに必要と考えられる次の対象路線について、整備効果・手法(事業主体、旧道移管等)、具体的なルートや構造等の検討が必要であるため、事業の必要性・優先度の整理を市町とともに行います。

【仮称】長浜北部横断幹線道路

(長浜市西浅井町塩津浜付近~ 長浜市余呉町下余呉付近)

【仮称】余呉湖周辺道路 (長浜市余呉町川並周辺)



地域別アクションプログラム 長浜土木事務所 木之本支所

木之本地域(高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の4町からなる旧伊香郡)は、北陸自動車道、 国道8号、国道303号、国道365号が通る近畿、北陸、中部を結ぶ交通の要衝です。

近年では、椿坂トンネルなど国道を中心とした地域間を結ぶ道路整備により、着実に交通環境の改善が進められています。しかしながら、観光シーズンなど国道8号に交通が集中した際に混雑を迂回する道路ネットワークの整備が未だ十分ではなく、県際道路の更なる整備や、南北軸と併せて未整備区間が多い東西軸の早急な整備が求められています。こうした中、令和4年8月の豪雨では、道路への土砂流出や浸水などによる交通阻害が発生し、一部集落が一時的に孤立するなど、今後も災害時に備えた道路の防災機能の向上が課題の一つとなっています。

また、人口減少や高齢化が急速に進んでいる本地域においては、道路整備の推進による更なる観光や交流人口の拡大、若者の定住促進などを進めるための県北部の振興に繋がる各種取り組みが必要です。加えて、子どもや高齢者などが安全に移動できる道路空間の整備や、損傷が大きくなるまでに修繕を行う「予防保全」のもと、計画的なアセットマネジメントの推進による道路施設の適切な維持管理も継続して進める必要があります。

アクションプログラムの見直しにあたり、令和4年8月から4回にわたり地域ワーキングを開催しました。ワーキングでは、地域の課題の抽出やその課題を踏まえた今後の道路整備について、様々な立場の委員の皆様から意見を伺いました。その意見を以下の4項目の「地域の声」として取りまとめ、今後の木之本地域の道路整備における礎とします。

(1) 自然災害や雪に強い道路ネットワークの整備

木之本地域は、山間部が多いことや、関西圏唯一の特別降雪地域を有すること、また、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲(UPZ)に含まれていることなどから、自然災害に対して、落石・法面崩壊・浸水等の被害を最小限にとどめる災害に強い道路整備や、被災時を想定した道路ネットワーク整備が必要です。

また、大雨や大雪などの異常気象時においても地域が分断・孤立化することのないよう、常時通行できる強靭な道路整備も重要です。

(2) 主要幹線道路を補完する道路整備

主要幹線道路である国道8号や国道303号は、代替機能を担う道路が乏しい地域があり、渋滞や通行止め発生時には救急車などの緊急車両が目的地に迅速に到着できないことが懸念されることから、地域住民の生命財産を守るため、主要幹線道路を補完する道路整備を進めることが必要です。

③ 誰もが安全・安心に暮らせる道路整備

歩道整備など小学生や中学生が通学する道路の安全対策や、高齢者など誰もが移動しやすく、歩きやすい道路環境の整備が必要です。

また、近年増加している自転車利用者と歩行者や車両との接触事故などを防止するため、ビワイチルートを中心とした安全対策を進めることも重要です。

4 地域の魅力を高め、にぎわいを創出する道路整備

木之本地域の魅力を高め、にぎわいを創出するためには、点在する優れた観光施設を結ぶ道路ネットワークや、若者の定住につながるよう、日常生活の利便性向上に資する道路整備を進めるとともに、 丹生ダム中止に伴う水源地振興に向けた道路整備が必要です。

【地域別アクションプログラム(長浜土木事務所木之本支所)地域ワーキング】

